

広告

企画制作・お問合せ先  
日経エージェンシー  
TEL.03-5259-5430

会社の規模による自社株の評価方式

区分	原則的取り扱い	例外的取り扱い
大会社	類似業種比準方式	純資産価額方式も選択可
中会社	大 類似業種比準価額×90% +純資産価額×10%	
	中 類似業種比準価額×75% +純資産価額×25%	
小 類似業種比準価額×60% +純資産価額×40%		
小会社	純資産価額方式	併用方式(評価額=類似業種比準価額×50%+純資産価額×50%)も可

※国税庁の資料を基に作成

コロナ禍による株価下落は自社株贈与の好タイミング  
相続税・贈与税の納税猶予の特例は23年3月末まで

**2つの方式がある**  
 自社株の評価額計算には2つの方式がある。自社株の相続税評価額はどのように計算されるのだろうか。  
 非上場株式については、経営者の子など同族株主が贈与・相続で取得する場合、「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」が用いられる。

類似業種比準方式は、上場している類似業種の株価などを基に、会社の1株当たりの配当額、利益額、純資産額を比率要素として一定の計算式で評価する。純資産価額方式は、資産と負債の相対評価額と評価額を比較し、原則として類似業種比準方式が用いられる。70人未満の場合は、取引高基準と従業員数を加味した純資産基準のいずれか大きいほうによって、大会社、中会社の大・中・小と小会社の5つに分類され、中会社は類似業種比準価額と純資産価額の組み合わせ、小会社は純資産価額方式で評価される。一般的に、純資産価額方式より類似業種比準方式のほうが評価額が低くなる。

このように、事業承継に当たっては自社株対策が重要になる。まずは自社株の評価額を知る必要がある。相続に詳しい税理士等に試算してもらおう。納税猶予は条件が細かく手続きも簡単ではない。特例を利用するには、「認定経営革新支援機関」の指導・助言を受けて「特例承継計画」を作成し、23年3月末までに都道府県に提出しなければならない。したがって、中小企業庁から経営革新支援機関の認定を受けた税理士・税理士法人のアドバイスが不可欠だ。

中小企業の事業承継では、経営者の保有する自社株を生前贈与あるいは相続で後継者に引き継がせることになる。その際、贈与税、相続税の負担が生じる。相続税評価額を基に計算される。非上場の株式は、会社の経営が順調で利益が上がっているほど評価額が高くなる。後継者の税負担が重くなる。それがネックで事業承継が困難になるケースもある。

資産価額方式は、資産と負債の相対評価額と評価額を比較し、原則として類似業種比準方式が用いられる。70人未満の場合は、取引高基準と従業員数を加味した純資産基準のいずれか大きいほうによって、大会社、中会社の大・中・小と小会社の5つに分類され、中会社は類似業種比準価額と純資産価額の組み合わせ、小会社は純資産価額方式で評価される。一般的に、純資産価額方式より類似業種比準方式のほうが評価額が低くなる。

職金を支払ったりして利益が減り、評価額が下がったタイミングで自社株を後継者に生前贈与することも考えられる。ただし、役員退職金の額および支払いタイミングには一定の基準がある。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための「緊急事態宣言」が出されたことで、経済活動が停滞し、景気の悪化をもたらしている。経営が困難に陥っている中小企業も多いとみられるが、一方で、後継者への事業承継を考えているなら、景気の悪化や株価の下落時はよいタイミングといえる。自社株の評価額が下がり、税負担が軽減されるからだ。

この2つの方式が、会社の規模(大・中・小)に応じて適用される。従業員70人以上の場合は「大会社」となり、原則として類似業種比準方式が用いられる。70人未満の場合は、取引高基準と従業員数を加味した純資産基準のいずれか大きいほうによって、大会社、中会社の大・中・小と小会社の5つに分類され、中会社は類似業種比準価額と純資産価額の組み合わせ、小会社は純資産価額方式で評価される。一般的に、純資産価額方式より類似業種比準方式のほうが評価額が低くなる。


納税猶予によって、税負担が大幅に軽減。自社株の相続・贈与の際の税負担を軽減する納税猶予制度もある。贈与については、経営者・後継者が贈与前に保有していた自社株を含めて発行済株式総数の3分の2までの部分について贈与税が猶予される。18年からは10年間の制限措置として、全株式について納税が猶予される特例が設けられており、贈与後の従業員雇用継続条件も緩和されている。贈与者が亡くなったときには猶予された贈与税が免除になるため、税負担の軽減効果は非常に大きい。

事業承継税制プロフェッショナル  
**税理士30選**  
 Vol.05


**事業承継に詳しい専門家に相談を**  
 このように、事業承継に当たっては自社株対策が重要になる。まずは自社株の評価額を知る必要がある。相続に詳しい税理士等に試算してもらおう。納税猶予は条件が細かく手続きも簡単ではない。特例を利用するには、「認定経営革新支援機関」の指導・助言を受けて「特例承継計画」を作成し、23年3月末までに都道府県に提出しなければならない。したがって、中小企業庁から経営革新支援機関の認定を受けた税理士・税理士法人のアドバイスが不可欠だ。

高野総合グループ  
 税理士法人  
**高野総合会計事務所**  
 高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢90名を超える専門家集団(内、税理士29名、公認会計士13名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。  
 【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号  
 【支所】千葉 【代表】総括代表 公認会計士 税理士 高野 角司  
**税理士法人 高野総合会計事務所**  
 【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階  
 TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com>

事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後顧の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きなものになります。当事務所における相続・事業承継グループの専門家集団が豊富な経験とノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。  
  
 【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第704号  
 【代表】相続・事業承継グループ 代表社員 税理士 市瀬 洋平  
**銀座K.T.C税理士法人**  
 【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階  
 TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

ランドマーク税理士法人  
 Landmark Licensed Tax Accountant's Co.  
  
 税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。  
 【設立】1997年 【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号  
 【支所】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜駅前、横浜緑区、川崎、登戸、湘南台、朝霞台 【代表】代表社員 税理士 清田 幸弘  
**ランドマーク税理士法人**  
 【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階  
 TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

F C M G  
 FUJII CONSULTING  
 MANAGEMENT GROUP  
  
 ヒアリングに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。  
 【設立】1978年  
 【所属】関東信越税理士会  
 【代表】税理士 藤井 泉  
**株式会社藤井経営/藤井会計事務所**  
 【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220  
 TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

現在の厳しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー様個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。  
 税理士法人レガシィでは、50年以上の相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いを致します。  
  
 【設立】1964年 【部門代表】代表社員パートナー 公認会計士 税理士 天野 大輔  
 【所属】東京税理士会 麹町支部  
 【法人番号】第378号  
**税理士法人レガシィ**  
 【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
 TEL.03-3214-1717 <https://legacy.ne.jp>